

効果的なパブリックコメントの実施における改善点について

1 現状

(1) 定義 (守山市市民参加と協働のまちづくり条例第9条)

(1) パブリックコメント 政策および施策の企画立案がまとまった段階において、その趣旨、内容等を公表し、広く市民の意見または提案を求め、その意見等を考慮して、政策および施策の最終案に反映させる手続きをいう。

(2) これまでの課題

市民の関心度が高い、あるいは市民の生活への影響が大きいと思われるテーマに関するものは、一定数の意見提出が見られるものの、全体的に見て、市民からの意見提出は低調の傾向にある。(議会や監査からも意見あり)

2 改善の取り組み

(1) 周知手法の工夫

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けにくい市民参画手法として、パブリックコメント(以下、「パブコメ」という。)は、有効な市民参画方法のひとつであるが、意見提出件数が全体的に低調傾向にあるという実態を踏まえ、実施案件の周知について「分かりやすさ」、「目につきやすさ」を意識した工夫を図り、以下取り組みを行った。

① パブコメPRボードの製作、設置(市民協働課) **別紙2-①**

閲覧場所の位置は、施設のスペース等の事情で、来訪者から目につきにくい場所に設置されることもあるため、パブコメが実施中であること、また、閲覧コーナーが来訪される市民の目につきやすいように、POPや概要版ポスターを掲示できるパブコメPRボードを製作し、各施設に設置した。

② 「概要版」PRポスター(A4版)の作成、掲示(担当課) **別紙2-②**

市民の目に触れやすく、また、パブコメをより身近に感じてもらえるように意識したデザインで作成した。QRコードを添付し、詳細についてはホームページへ案内する仕組みとした。特に、令和2年度下半期は、同時期に多数パブコメ実施が重なるため、敢えて基本デザインを赤・青2色に分け、内容が異なることを伝える工夫を行った。

(2) 情報提供機会の拡充

募集開始と期間を広く市民に知っていただくため、以下取り組みを行った。

① 「予告」および「実施中」の市広報、ホームページへの記事掲載の徹底(市民協働課)

各担当課に対し、市民協働課から事前に連絡・確認を行い、市ホームページを含む予告および実施中の広報記事の掲載について、不切を徒過することが無いよう徹底して取り組んだ。

② 当該案件と関係が深い団体等へのパブコメ募集開始を個別案内(担当課)

③ 市民懇談会参加者へのパブコメ募集開始の案内(市民協働課)

以前に市民懇談会を開催した案件に関して、以後の情報提供の「希望」があった参加者宛てにパブコメ募集開始の案内を行った。(令和2年度下半期：人権政策課分、地域振興課分)

(3) 意見提出方法の工夫

意見を提出していただきやすいように、意見提出の参考ひな形をつくり、記載いただきやすい機会

に記入をお願いするなど、以下取り組みを行った。

① **意見提出方法のPOP看板と意見提出の参考ひな形を作成、閲覧場所に設置（市民協働課）**

別紙 2-③、2-④

意見の出し方や書き方が難しいのではないかとの分科会の意見も踏まえ、意見提出方法等を分かりやすく記したPOP看板と、意見提出内容欄を整理した意見提出の参考様式を作成し、閲覧場所に設置を行った。

② **実施期間中に開催される「市民説明会」でも意見提出の参考様式を配布（担当課）**

令和2年度下半期に実施したパブコメの内、市民説明会が開催された2件について、会場で参考書式を配布した。（市民協働課、長寿政策課・介護保険課）

3 取り組みの結果

（1）周知手法の工夫

「公開資料の設置のみを行っていた時より、施設来訪者が立ち止まってボードを見ていた」、「概要版PRポスターにより、パブリックコメントの項目が分かりやすくなった」など、施設管理者から好意的な意見が多かった。

（2）情報提供機会の拡充

市広報やホームページへ漏れなく記事が掲載されたとともに、市民懇談会参加者など、これまであまり市民参画に関わりが少なかった市民などへの掘り起こしに繋がった。

（3）意見提出方法の工夫

令和2年度下半期実施のパブコメの内、参考書式を用いた意見提出が3件あった。

4 次年度以降の取り組み

職員におけるパブコメの実施方法や運用における理解度向上や課題解決のため取り組んだ上記改善点を継続して取り組むため、市民参画手法マニュアルの改訂を行うとともに、改善点の効果について、引き続き検証を行うこととしたい。